

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、仕事と生活の調和を図るとともに、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1 妊娠中及び出産後の職員の相談窓口を設置する。

《対 策》

- 2019年4月から本所総務課に相談窓口と産業医との連携を強化し、職員の健康確保の継続実施に努める。

目標2 男性職員の妻が出産した時の特別休暇の取得促進を図る。

《対 策》

- 2019年4月から計画期間内において、子どもの出生時における男性職員の特別休暇を確実に取得するよう努める。また、管理職より取得を働きかける。

目標3 ノー残業デーを引き続き実施する。

《対 策》

- 2019年4月から所定外労働時間を削減するために、毎月第4金曜日をノー残業デーに設定し、管理職を通して職員に周知徹底を図る。

目標4 年次有給休暇の取得促進を図る。

《対 策》

- 2019年4月から仕事の過程の両立を図るため、年次有給休暇の取得について、文書で回覧し周知するとともに、管理職が休暇取得に向けた業務の調整を行うなど、積極的に取得を働きかける。